

当用漢字表等と昭和五十六年版常用漢字表との対比

● 昭和五十六年一〇月一日内閣告示「常用漢字表」の制定に伴い、当用漢字表（昭和二年二月二六日内閣告示）のほかに、字体を定めた「当用漢字字体表」（昭和二十四年四月二八日内閣告示）、音訓や語例を示した「当用漢字音訓表」（昭和四十八年六月二八日内閣告示）も廃止された。

● ここに掲げたのはそれらの特徴を対比した表で、三省堂編修所で作成したもの。この項での「常用漢字表」とは、昭和五十六年一〇月一日の内閣告示を言う。また、「」中の「答申」とは、昭和五十六年三月二三日付、国語審議会から文部大臣への答申をさす。（三省堂編修所注）

一 性格と運用

当用漢字表

- 字種（二八五〇字）を示した表である。
- 現代国語を書き表すために、日常使用する漢字の範囲を、次のように定める。（告示文）
- この表は、法令・公用文書・新聞・雑誌及び一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである。（まえがき 第一項）
- この表の漢字で書き表せない言葉は、別の言葉に替えるか、又は、仮名書きにする。（使用上の注意事項イ）

- 専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。（使用上の注意事項チ）

● 固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。（まえがき 第三項）

昭和五十六年版常用漢字表

- 字種（一九四五字）・字体・音訓・語例等を総合的に示した表である。
- 法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の「目安」を示すものである。

「『目安』の補足説明として、答申に「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を無視してほいままに漢字を使用してもよい」というものではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものである。」

「この表を基に、実情に応じて独自の漢字使用の取決めをそれぞれ作成するなど、分野によつてこの表の扱い方に差を生ずることを妨げないものである」とある。」

● この表の運用に当たつては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

- 科学・技術・芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 固有名詞を対象とするものではない。